

墨田区北斎基金条例を公布する。

平成26年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第13号

墨田区北斎基金条例

(設置の目的)

第1条 すみだ北斎美術館の施設の整備及び運営に必要な資金に充てるため、墨田区北斎基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を合計した額とする。

前条の規定による基金の目的のための寄付金の額

前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の目的のため財源を充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

